

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	教育委員会事務局 教育総務課
委託業務番号	令和5年度 教総委第26号
委託業務名称	給食用リフト保守点検業務委託(神照小ほか3校)
委託業務場所	仕様書記載のとおり
業務の概要	給食用リフトの保守点検業務を委託するもの
履行期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	910,800円
契約の相手方	[所在地又は住所] 京都市上京区智恵光院通丸太町上ル西院町747-32 [商号又は名称] クマリフト株式会社 京都営業所
契約相手方の選定理由	契約規則第27条第1項第1号による 本委託業務は、故障発生時の迅速適切な対応を目的としている。 業務委託先がメーカーの保守部門であれば、技術情報が迅速に入手でき、詳細な点まで熟知している。多数の同様設備を保守しているため、情報や経験の蓄積が行われ、如何なる事態にも的確に対応することができる。また、専門技術者が常に故障等に対応でき、作業内容の高度化が検討されているため、信頼性の高い保守が行われる。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。